

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に過  
るときは、そ  
の翌日)

## ◇告 示 目 次

字の区域の変更等  
国土調査の実施  
土地改良法による換地処分をした旨の届出  
土地改良事業の工事の完了(十一件)

## 告 示

### 鳥取県告示第五百号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、八東町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和四十八年七月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

区域を変更する字の名称	区域(昭和四十七年六月三十日現在の地番による。)
大字南字水門ノ元	同上の区域(昭和四十七年六月三十日現在の地番による。) 大字南字水門ノ元のうち一七五の一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字南字七瀬	大字南字七瀬のうち一七八の一、一七九の一、一七九の三、一八〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字島字上松原	大字島字上松原のうち一と一体をなす国有地以外の区域、大字島字川口二から一七の二まで、二〇の一部、二三の一部、二五の一部、二六の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字島字内島田八〇の一部、八一の一部、八三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字島字外島田八四、八五、八六から八八までの一部、九八の一部、九九、一〇〇及びこれらと一体をなす国有地、大字島字間所免一〇一、一〇二の一の一部、一〇二の二、一〇三の一部、一〇四の一の一部、一一六の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字島字地古田一一七、一一八、一一九の一部、一二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字南字水門ノ元一七五の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字南字七瀬一七八の一、一七九の一、一七九の三、一八〇及びこれらと一体をなす国有地
大字島字川口のうち二から一七の二まで、二〇の一部、二三の一部、二五の一部、二六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字島字内島田七六の一部、七九	

大字島字川口	<p>の一、七九の二の一部、八〇の一部、八一の一部、八二、八三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字島字外島田八七の一部、八八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字島字上松原一と一体をなす国有地</p>
大字島字間所免	<p>大字島字間所免のうち一〇一から一〇四の一まで、一〇五の一、一〇九の一、一一〇の一、一一一から一一六まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字島字外島田八六から八八までの一部、九一から九七まで、九八の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字島字間所免一〇二の二の一部、一〇三の一部、一〇四の一部、一〇五の一、一〇九の一、一一〇の一、一一一から一一五まで、一一六の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字島字地古田のうち一一七、一一八、一一九の一部、一二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字島字下松原一六五の二、一六五の四、一六八の一部、一六九の一、一七三の二の一部、一七三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字島字地古田	<p>大字島字下松原のうち一六五の二、一六五の四、一六八の二の一部、一六九の一、一七三の二、一七三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字島字下松原	<p>大字島字佐古田のうち一七四から一八〇の六まで、一八一から一八一の四まで、一八三の二から一八四の二まで、一八四の四、一八五の二から一八六の五まで、一八七</p>
大字島字佐古田	<p>大字島字二反田</p>
大字島字砂田	<p>から一八九まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字島字内島田七六の一部、七七、七八、七九の二の一部、八〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字島字外島田八七の一部、八八の一部、八九、九〇及びこれらと一体をなす国有地、大字島字下松原一七三の二の一部、一七三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字島字佐古田一七四から一八〇の二まで、一八〇の四から一八〇の六まで、一八一の二、一八一の二、一八一の四、一八三の二、一八三の四、一八四の二、一八四の四、一八五の二、一八六の二から一八六の五まで、一八七から一八九まで及びこれらと一体をなす国有地並びに大字島字砂田のうち一九八の一、一九九の三、一九九の五、二〇〇の一から二〇〇の三まで、二〇一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字島字砂田一九八の一、一九九の三、一九九の五、二〇〇の一から二〇〇の三まで、二〇一及びこれらと一体をなす国有地、大字島字佐古田一八四の二の一部、一八五の一、一八六の一及びこれらと一体をなす国有地、大字島字二反田二〇二から二〇六まで、二〇七の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字島字越前二四六の一部、二四七の二の一部、二四七の二、二四八、二四九の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字島字水通二六二の二の一部、二六四の二の一部、二六四の二、二六四の四、二六四の五、</p>

<p>大字島字土居</p>	<p>二六四の六の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字島字背戸二六五、二六六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字島字中瀬二八二の一部、二八三及び二八四の一部</p>
<p>大字島字越前</p>	<p>大字島字佐古田一八〇の三、一八一の三、一八三の三、一八四の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字島字土居二〇九の一及び二〇九の二、大字島字二反田二〇七の一部、二〇八及びこれらと一体をなす国有地、大字島字越前のうち二四六の一部、二四七の一部、二四七の二、二四八、二四九の一部、二五〇の一部、二五五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字島字水通二五八の一部、二五九の一部、二六〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字島字水通</p>	<p>大字島字越前二四九の一部、二五〇の一部、二五五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字島字水通のうち二五八の一部、二五九の一部、二六〇の一部、二六二の二の一部、二六四の一部、二六四の二、二六四の四、二六四の五、二六四の六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字島字背戸二六六の一部、二六七から二六九の二まで、二七〇の三及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>大字島字背戸</p>	<p>大字島字背戸のうち二六五から二六九の二まで、二七〇の三、二七三、二七四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字島字中瀬</p>	<p>大字島字中瀬のうち二八二の一部、二八三及び二八四の一部以外の区域</p>
<p>大字島字前田</p>	<p>大字島字背戸二七三、二七四及びこれらと一体をなす国有地並びに大字島字前田の全域</p>
<p>廃止する字の名称</p>	<p>大字島字内島田及び大字島字外島田</p>

**鳥取県告示第五百一号**

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第五条第一項の規定に基づき、国土調査を実施するので、同法第七条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年七月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 国土調査として指定された年月日

昭和四十八年七月十日

二 調査を実施する者の名称

鳥取県

三 調査地域

建設大臣刊行の縮尺五万分の一の地形図「赤碕」「大山」に係る地

四 域調査期間

昭和四十八年七月二十五日から昭和四十九年三月三十一日まで

五 調査成果

次の地図(縮尺五万分の一)及び簿冊

地形分類図

表層地質図

土壌図

傾斜区分図

水系・谷密度図

開発規制図

土地利用現況図

鳥取県告示第百二二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第三項の規定に基づき、八頭郡八東町大字北山六三番地一島土地改良区から同土地改良区が行なう土地改良事業に係る島地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十八年七月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百五三三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百十三条の二第一項の

規定に基づき、船岡町長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十八年七月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良事業の名称	工 事 完 了 年 月 日
殿地区農道整備事業	昭和四十八年三月二十五日

鳥取県告示第百五四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百十三条の二第一項の規定に基づき、郡家町長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十八年七月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良事業の名称	工 事 完 了 年 月 日
麻生地区農道整備事業	昭和四十八年三月二十日

鳥取県告示第百五五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百十三条の二第一項の規定に基づき、赤碕町長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十八年七月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良事業の名称	高野第二地区農道舗装事業 佐崎地区農道整備事業
工事完了年月日	昭和四十七年十月二十五日 昭和四十七年十月二十日

**鳥取県告示号五百六号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の規定に基づき、三朝町長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十八年七月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良事業の名称	赤松地区農道整備事業
工事完了年月日	昭和四十七年十月三十日

**鳥取県告示第五百七号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の規定に基づき、東伯町長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十八年七月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良事業の名称

工事完了年月日

宮場地区農道整備事業  
東伯第二地区農道舗装事業

昭和四十七年十月五日  
昭和四十八年二月二十八日

**鳥取県告示第五百八号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の規定に基づき、北条町長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十八年七月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良事業の名称	北条地区は場整備事業
工事完了年月日	昭和四十八年三月二十六日

**鳥取県告示第五百九号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の規定に基づき、羽合土地改良区理事長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十八年七月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良事業の名称	光吉地区農業用排水事業 長瀬地区農業用排水事業
工事完了年月日	昭和四十八年三月十日 昭和四十八年三月十日

鳥取県告示第五百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、天神野土地改良区理事長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十八年七月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良事業の名称	仙隠地区農業用排水事業
工事完了年月日	昭和四十八年三月二十日

鳥取県告示第五百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、北谷土地改良区理事長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十八年七月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良事業の名称	向野地区農道舗装事業
工事完了年月日	昭和四十八年三月二十五日

昭和四十八年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】

鳥取県告示第五百十二号  
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、三保共同施行委員長村信藏から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十八年七月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良事業の名称	三保地区農地開発事業
工事完了年月日	昭和四十八年三月二十日

鳥取県告示第五百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、高尾土地改良区理事長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十八年七月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良事業の名称	西高尾地区ほ場整備事業 東高尾地区ほ場整備事業 西高尾地区農地開発事業
工事完了年月日	昭和四十八年三月二十日 昭和四十八年三月二十日 昭和四十八年三月十五日